

総合評価一般競争入札を行うので、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

平成26年8月29日

釧路市公営企業管理者 鈴木 信

記

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 愛国浄水場更新事業
- (2) 事業場所 愛国浄水場内：釧路市愛国西4丁目9番25号
- (3) 事業方式

釧路市（以下「市」という。）が、愛国浄水場更新事業（以下「本事業」という。）の調査、実施設計、工事（新設施設の建設工事「整備対象施設となる機械、電気・計装設備、太陽光発電設備、室内配管、付帯設備の工事及び試運転調整」、及び維持管理（運転管理マニュアル作成、設備台帳作成、新浄水場水処理プラント設備の保守点検業務、修繕業務、消耗品調達管理業務、薬品調達管理業務、膜設備薬品洗浄業務、膜洗浄・機器維持管理・膜モジュール交換等の計画策定業務、水処理に係る指導・助言、災害及び事故対策業務、事業終了時の引継ぎ業務とする。）をDBM（デザインビルドメンテナンス）方式で実施する。

(4) 予定価格

契約規則第7条第1項の規定に基づき、事後公表とする。

(5) 事業期間

ア 設計及び工事期間 平成27年6月1日から平成33年3月31日まで

ただし、設計業務のうち基本設計業務については平成27年12月21日まで（水道法第10条の規定による水道事業変更認可申請に使用可能な水準の成果品を平成27年9月30日までに中間納品するものとする）、詳細設計業務については平成29年3月31日までに完了するものとする。

イ 維持管理期間 平成33年4月1日から平成53年3月31日まで

2 入札参加に必要な資格

(1) 入札参加者の構成等

入札に参加する者（以下「応募者」という。）の構成については、次のとおりとする。

ア 応募者は市の求める本事業を遂行できる技術的能力、資力、信用及び実績を有する

複数の企業（以下「応募グループ」という。）により構成されるグループとする。

イ 応募グループは、本事業の設計業務の実施を担う者（設計企業）、工事業務の実施を担う者（工事企業）、そのうち水処理プラント機械設備の工事業務の実施を担う者（プラント機械企業）、水処理プラント電気計装設備の工事業務の実施を担う者（プラント電気企業）、維持管理業務等の実施を担う者（維持管理企業）を含む企業により構成されることを基本とする。ただし、設計企業は必要に応じてグループの構成企業から除外することができるものとする。

ウ 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募グループは、代表企業が入札参加資格の申請及び入札手続きを行う。

エ 応募グループは、入札参加表明書により、代表企業、構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにし、併せて入札参加資格確認申請書を提出するものとする。

オ 応募グループは、本事業に係る基本協定の締結後、新設対象施設の維持管理等業務に関する基本契約（以下「維持管理業務委託契約」という。）の締結までに、対象施設の維持管理等業務の実施を担う事業会社（以下「SPC」という。）を設立する。

カ 応募グループを構成する企業は、本事業の維持管理等業務を実施するためのSPCに出資をするものとする。ただし、設計企業の出資は任意とする。

キ 代表企業の変更は、認めない。

ク 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出後、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は、原則として認めない。ただし、市がやむを得ない事情があると認められた場合に限り、構成企業の変更及び追加を認めるものとする。

ケ 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業となることはできない。

コ 入札参加者の提案は1案のみとする。

サ 土木建築工事における基本設計は、必要に応じて設計企業に請負わせることが出来るものとするが、設計管理業務は代表企業が行うものとする。

（2）応募グループの代表企業の選定

ア 応募者は、構成企業である工事企業のうち、プラント機械企業の中から代表企業1社を定め、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。

イ 代表企業は、本入札への入札参加手続や落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。

（3）落札者の契約形態

落札者となった入札参加者は、工事企業による特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）を組成し、維持管理についてはSPCを設立すること。その際、次のア、イのうち、該当する要件を満たすものとする。

ア 建設 J V

- (ア) 構成企業数の上限は任意とする。
- (イ) 応募グループの代表企業が建設 J V の代表となる。
- (ウ) 市は建設 J V と建設工事請負契約を締結する。

イ 維持管理 S P C

- (ア) S P C は、釧路市内に設立すること。
- (イ) 市は S P C と維持管理業務委託契約を締結する
- (ウ) 落札者となった応募グループの構成企業は、本事業の維持管理等業務を実施するための S P C へ出資するものとする（ただし、設計企業の出資は任意とする。）。
- (エ) 代表企業は、S P C の出資者のうち最大の出資を行うこと。
出資者である構成企業は、原則として本事業が終了するまで S P C の株式を所有するものとし、市の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。
- (オ) S P C から直接業務を受託することができるのは、出資者のみとする。

(4) 共通の資格要件

応募グループの全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 入札参加表明書の受付日において釧路市建設工事等指名停止取扱要綱（以下「指名停止取扱要綱」という。）の規定に基づく指名停止の措置を受けている者。
- イ 入札参加表明書の受付日を基準として過去 2 年間に於いて、指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止を 2 回以上受けている者。
- ウ 釧路市暴力団排除条例（平成 24 年釧路市条例第 33 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者。
- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- オ 入札参加表明書の受付日を基準として過去 2 年間に於いて、釧路市請負工事成績評定要綱の規定に基づく成績評定で E ランク評価を 2 年連続して受けている者。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- キ 本事業に係る事業者選定支援業務受託者、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の 20% 以上の株式を有し、又はその出資の 20% 以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）、及び事業者選定支援業務

に關与した者。

事業者選定支援業務に關与した者：株式会社 日水コン

ク 「釧路市愛国浄水場更新事業者選定委員会」の委員が属する法人又はその法人と資本關係又は人的關係のある者。

(5) 各業務の実施を担う者の資格要件

応募グループは、入札参加資格確認基準日において、以下のアからウの各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。

なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務を行うことができる。

ア 設計業務の実施を担う者（設計企業）

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

(イ) 平成25・26年度釧路市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「工事等資格者名簿」という。）に土木設計業者として登録されていること。

(ウ) 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍していること。

(エ) 国内の水道事業におけるPFIまたはDBOにおいて、事業者選定支援業務の受託実績又は事業者側設計業務の実績を有すること。水道法（昭和32年法律第177号）でいう浄水場で、水源の種別を表流水とする公称能力1万m³/日以上、及び公称能力1千m³/日以上、の膜ろ過浄水場の実施設計の履行実績を有すること。

(オ) 当該設計に対応する管理技術者、照査技術者を適正に配置できること。ただし、管理技術者は上記(ウ)の資格及び(エ)の実績を有し、照査技術者は上記(ウ)の資格を有すること。

イ 工事業務の実施を担う者（工事企業）

(ア) 工事等資格者名簿に登録され、格付等級「A」認定を受けていること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、代表企業及び構成企業のうち水処理プラント機械設備工事を担う者は機械器具設置工事、水処理プラント電気計装設備工事を担う者は電気工事の特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 水処理プラント機械設備工事を担う者のうち1者は、上記(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ釧路市内に本店を有すること。

(エ) 水処理プラント電気計装設備工事を担う者のうち1者は、上記(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ釧路市内に本店を有すること。

(オ) 水処理プラント機械設備工事を担う者の代表及び水処理プラント電気計装設備工

事を担う者の代表は、入札参加資格確認基準日において国際規格 I S O 9 0 0 0 及び I S O 1 4 0 0 0 の認証を有し、かつ、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評定値（P点）が1, 100点以上であること（水処理プラント機械設備工事を担う者は機械器具設置工事、水処理プラント電気計装設備工事を担う者は電気工事）。

- (カ) 水処理プラント機械設備工事を担う者の代表及び水処理プラント電気計装設備工事を担う者の代表は、入札参加資格確認基準日において水道法でいう浄水場において公称能力1千m³/日以上のもろ過設備に係る工事の元請実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成企業としての出資比率が20%以上の場合に限るものとする。
- (キ) 建設業法等の規定に基づき、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を工事現場に適正に配置できること。ただし、現場代理人は常駐とし、応募グループの代表企業が配置すること。

ウ 維持管理業務の実施を担う者（維持管理企業）

- (ア) 維持管理業務等の実施を担う事業会社の構成企業は、平成25・26年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録され、取扱品目に設備保守点検業務を含んでいること。
- (イ) 維持管理業務等の実施を担う事業会社の構成企業のうち1社は、水道法でいう公称能力1千m³/日以上のもろ過設備に係る浄水場において1年以上の維持管理業務の実績を有すること。なお、共同企業体として実施した実績は、当該共同企業体の構成企業としての出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。
- (ウ) 維持管理業務等の実施を担う事業会社の構成企業の中に、上記（ア）の要件を満たし、かつ釧路市内に本店を有する企業を1社以上含めること。

3 入札説明書等の公表

本事業に係る入札説明書等は、釧路市ホームページにおいて公表する。

釧路市ホームページ

【URL: <http://www.city.kushiro.lg.jp>】

4 入札説明会及び現地見学会の開催

開催日時、場所及び参加申込み方法等については、入札説明書に示すとおりとする。

5 入札説明書等に関する質問受付及び回答公表

入札説明書等に関する質問の受付と回答の公表を行う。詳細は入札説明書に示す。

6 入札参加、審査の手順

本事業の入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の各号の審査を受けなければならない。なお、審査事項等の詳細は入札説明書に示す。

(1) 審査手順

審査は、一次審査（入札参加資格の確認）、二次審査（水処理技術提案審査）、三次審査（入札及び技術提案審査）の順に実施する。なお応募者は、当市の求める愛国浄水場更新事業を遂行できる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

(2) 審査委員会での審査

二次審査及び三次審査における技術提案審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価を行うために設置している「釧路市愛国浄水場更新事業者選定委員会」（以下「当委員会」という。）において行う。

7 一次審査（入札参加資格の確認）

(1) 入札参加資格申請

ア 応募グループは、次のとおり申請書類を提出しなければならない。

(ア) 申請書類

入札説明書に定めるとおりとする。

(イ) 提出期間

平成26年10月1日から平成26年10月10日までの釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「釧路市の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(ウ) 提出先

〒085-0841 釧路市南大通2丁目1番121号

釧路市上下水道部水道整備課建設担当

電話 0154-43-2163

(エ) 提出方法

持参によることとし、郵送やファクシミリ等によるものは受付けない。

イ 入札参加資格確認基準日は、平成26年10月10日とする。

ウ 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、本事業の入札に参加することができない。

(2) 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、書面により通知する。

ア 通知日時

平成26年10月17日 午後1時から午後5時まで

イ 通知する場所

7の(1)、ア、(ウ)と同じ

ウ その他

(ア) 通知はイに示す場所で当該申請者に、直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。

(イ) 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、市に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。この場合には、平成26年10月24日までに書面を提出して行わなければならない。

イ アの書面は、釧路市上下水道部水道整備課建設担当に持参により提出するものとする。

ウ 説明を求めた者に対しては、平成26年10月30日を目途に書面により回答する。

8 二次審査（水処理技術提案審査）

(1) 水処理技術提案書の提出

ア 入札参加資格の確認において、入札参加資格を有する旨の通知を受けた者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(ア) 提出書類

入札説明書に定める水処理技術に関する提案書

(イ) 提出期間

平成26年10月20日から平成26年10月31日までの釧路市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時までとする。

(ウ) 提出先

7の(1)、ア、(ウ)と同じ

(エ) 提出方法

持参によることとし、郵送やファクシミリ等によるものは受付けない。

イ 書類を提出期限までに提出しなかった者及び水処理技術提案内容について、入札説明書に定める要求水準を満たしていないと判断した者は、本事業の入札に参加することができない。

(2) 審査委員会での審査

応募グループが提案した水処理技術等の内容について、当委員会が要求水準を満たしていないと判断した場合は失格とする。なお、審査項目及び視点については、入札説明書に定める。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日時

平成26年11月25日 午後1時から午後5時まで

イ 通知する場所

7の(1)、ア、(ウ)と同じ

ウ その他

(ア) 通知はイに示す場所で直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。

(イ) 審査結果について、電話等による質問は受け付けない。

(4) 審査結果に対する理由の説明

ア 水処理技術提案審査において提案内容が要求水準を満足しない旨の通知を受けた者は市に対し、その理由について説明を求めることができる。この場合には、平成26年11月28日までに書面を提出して行わなければならない。

イ アの書面は、釧路市上下水道部水道整備課建設担当に持参により提出するものとする。

ウ 説明を求めた者に対しては、平成26年12月5日を目途に書面により回答する。

9 三次審査（入札及び技術提案審査）における入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時

平成27年1月20日 午前10時

(2) 入札執行場所

釧路市南大通2丁目1番121号

釧路市上下水道部大会議室

(3) 持参書類

入札にあたり次の書類を持参することとし、郵送やファクシミリ等によるものは受け付けない。

ア 入札書

イ 入札説明書に定める技術提案書他書類（以下「入札書類」という。）

1 0 三次審査における落札者の決定方法等

(1) 審査委員会での審査

落札者の選定にあたり、入札が有効でかつ提案内容が市の要求する水準を満たしていると確認された応募グループの提案内容について当委員会が優秀提案選定のための審査を実施する。なお、評価の基準や配点等の詳細については、入札説明書に定める。

(2) 入札書類に関するヒアリングの実施

市が提案内容確認のために必要と判断した場合に、応募グループに対して当委員会がヒアリングを実施する。

(3) 優秀提案者の選定

市は、当委員会の選定結果を踏まえ、優秀提案者を選定する。

(4) 落札者の決定

市は、施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき優秀提案者を落札者として決定する。

(5) 選定結果の通知

優秀提案者の選定結果及び落札者の決定結果は、選定及び決定後速やかに通知するとともに、釧路市ホームページへの掲載により公表する。なお電話等による問い合わせには応じないものとする。

1 1 低入札価格調査制度

釧路市建設工事低入札調査価格設定要領等による低入札調査基準価格を設定し、事後公表とする。

1 2 入札の無効

次の各項目のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 契約規則第10条各号の一に該当する入札
- (2) 本告示及び入札説明書に示す条件を満たさない者が行った入札
- (3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) その他、釧路市建設工事等入札心得（以下「入札心得」という。）第7条による。

1 3 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という。）第2章第1節3規則第6条関係第2号ア

に基づき免除する。

1.4 契約保証金

契約規則第30条第6号及び規則の施行について第3章第1節4規則第30条関係第2号イに基づき免除する。

1.5 契約金の支払い方法

(1) 建設工事請負契約

ア 前払金

契約規則第58条第1項及び3項の規定により、当該会計年度の出来高予定額に対し、設計業務については3割、工事業務については4割を上限として前払をすることができる。各会計年度における出来高予定額については、建設工事請負契約書において定めるものとする。

イ 中間前払

中間前払はしない。

ウ 部分払金

契約規則第59条の規定により部分払をすることができる。各会計年度の支払限度額及び部分払の回数については、建設工事請負契約書において定めるものとする。

(2) 維持管理業務委託契約

維持管理費については、四半期に一度、各会計年度の支払額の4分の1を支払う。ただし、新設対象施設の修繕に係る費用にあつては、当該修繕の実施が確認されたものに対し、四半期ごとに一括して支払うものとする。詳細は維持管理業務委託契約書において定めるものとする。

1.6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等

該当する。

1.7 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、前各号に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

(3) 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては市のホームページを通じて、また入札参加資格確認結果の通知後においては市が入札参加資格を有する旨の通知をした応募グループの代表者に宛てて各々通知する。

(4) 著作権

応募グループから提出された提案書の著作権は、応募グループ又は応募グループを構成する各企業に帰属する。ただし、応募グループ等は、市の本事業の公表及び審査結果の公表に必要な範囲で市に対し提案書の利用を許諾するものとする。市は、この許諾の範囲内において落札者の提案書の一部又は全部及び落札者以外の応募グループ等の提案書の一部を無償で利用できるものとする。この利用許諾は、本契約の終了後も存続するものとする。

(5) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。

(6) 入札後の異議の申立て

入札に参加する応募グループは、入札書類の提出後において、入札説明書等や現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札の取りやめ等

市が必要と認めた場合には、入札を延期し、又は取り止めることがある。

(8) 債務負担行為

本事業における予算措置は、債務負担行為を設定している。

債務負担行為設定額：11,760,000,000円

(9) その他

詳細は入札説明書等による。

1.8 問合せ先

〒085-0841 釧路市南大通2丁目1番121号

釧路市上下水道部水道整備課建設担当

電話 0154-43-2163